

2023/10/30

東京 PCB 処理事業所 PCB 処理施設の解体撤去における 排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングに関する基本的対応

東京 PCB 処理事業所（以下「東京事業所」という。）では、本格的な PCB 処理施設の解体撤去工事を 2029（令和 11）年度から予定している。またこれに先立って現状で不要となった設備について先行的に解体撤去を計画・実施している。

こうした状況のなかで、解体撤去工事における排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングに関する基本的対応について、「JESCO PCB 廃棄物処理施設 解体撤去実施マニュアル 共通編（以下、「解体マニュアル」という）/第 7 章 周辺環境の保全に関する措置」（別添資料-1-1）及び解体マニュアル資料集の記載事項（別添資料-1-2）に加え、締結している環境保全協定（以下、「協定」という）（別添資料-2）を遵守するとともに関連法令等（別添資料-3）の規定に基づき取りまとめた。

上記の基本的対応については、関係法令の改正や解体マニュアルの改訂等があった場合及び計画や実施に当たって必要と認められる場合には適宜、見直すこととする。

1. 東京事業所での PCB 処理施設の解体撤去における各工程の排出源モニタリング 及び周辺環境モニタリングに関する対応¹

解体マニュアルでは、換気空調設備を稼働させることで操業時と同様な負圧管理を継続できる「プラント設備の解体撤去から建屋の PCB 除去分別まで」の工程と、建屋の解体工事着手基準を満足した後、負圧管理を解除して実施する「建築物の解体撤去工事」の工程に分けて対応方針を示しているが、詳細については事業所ごとに定めることとされている。

東京都及び江東区と締結している環境保全協定では、通常操業時の排出源及び周辺環境に関するモニタリングの対象物質や頻度等を定めるとともに、施設撤去後の土地の土壌汚染の確認に関する規定も盛り込まれている。

また、関係法令では、建築物等の解体撤去における周辺環境の配慮やそのためのモニタリング等に関する規定を整理している。

上記の解体マニュアルを参考にするとともに環境保全協定並びに関係法令等を遵守して、東京事業所での PCB 処理施設の解体撤去における各工程の排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングに関する基本的対応を定め、以下に示す。

① モニタリング対象の工程等

- ・不要設備の先行解体撤去を含め、東京事業所での PCB 処理施設の解体撤去工事は表 1 の順序で実施される。
- ・このうち排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングの対象とするのは、プラント設備や建築物について、それを活用したあるいはそれを対象にした『作業』や『工事』であり、『調査』は含まれない。

¹ 原則として、この内容は低濃度 PCB 処理施設の解体撤去工事にも適用される。

表1 東京事業所 施設の解体撤去に関する作業・工事・調査等の内容と排出源及び周辺環境モニタリングの実施の概要

順序	作業・工事・調査の項目		作業・工事の内容	モニタリング			工期(予定)
				排出源 ¹⁾		周辺環境 ²⁾	
				排気・換気	排水・雨水	大気	
1	不要設備の 先行解体撤 去工事 ³⁾	洗浄等の作業	配管・タンク等の液抜き、洗浄運転等によりプラント内部に 付着している高濃度PCBを除去する。	○	○	○	令和4年10月～ 令和8年3月
2		PCB付着状況調査	プラント設備のPCB付着状況を調査し、除去分別等が必要 な箇所を同定する。	—	—	—	令和5年2月～ 令和7年3月
3		PCBの除去分別	上記の調査結果を基に、高濃度PCBの残存部位や低濃 度でも低減が必要な部位等に対して洗浄や拭取り等を行 い、プラント設備の解体工事着手基準 ⁴⁾ まで除去分別す る。	○	○	○	令和5年4月～ 令和7年9月
4		機器・設備の解体撤 去	機器・設備の解体工事を行う。除去分別の結果がプラント 設備解体工事着手基準を満たさない部位等には、再度除 去分別を行うか、除去分別が困難な場合は適切な防護対 策を講じ解体する。	○	○	○	令和5年11月～ 令和8年9月
5	プラント洗浄等の作業		配管・タンク等の液抜き、洗浄運転等によりプラント内部に 付着している高濃度PCBを除去する。	○	○	○	令和7年1月～ 令和8年3月
6	プラント設備 の解体撤去 工事	PCB付着状況調査	プラント設備のPCB付着状況を調査し、除去分別等が必要 な箇所を同定する。	—	—	—	令和8年4月～ 令和9年3月
7		PCBの除去分別	上記の調査結果を基に、高濃度PCBの残存部位や低濃 度でも低減が必要な部位等に対して洗浄や拭取り等を行 い、プラント設備の解体工事着手基準 ⁴⁾ まで除去分別す る。	○	○	○	令和9年4月～ 令和11年3月
8		機器・設備の解体撤 去	機器・設備の解体工事を行う。除去分別の結果がプラント 設備解体工事着手基準を満たさない部位等には、再度除 去分別を行うか、除去分別が困難な場合は適切な防護対 策を講じ解体する。	○	○	○	令和11年4月～ 令和13年3月頃
9	建築物の解 体撤去工事	PCB付着状況調査	建屋の内壁や天井・床等についてPCB付着状況を調査 し、除去分別等が必要な箇所を同定する。	—	—	—	令和12年4月～ 令和13年3月頃
10		PCBの除去分別	上記の調査を基に付着したPCBを拭取りや表面の研削、 はつりなどにより建築物の解体工事着手基準 ⁵⁾ 以下に 除去分別する。	○	○	○	令和13年4月～ 令和14年3月頃
11		建屋等の解体撤去	建築物に対して養生等を行ったうえで解体撤去する。	—	○	○	令和14年4月～ 令和16年3月頃
12	整地工事	土壌汚染調査	更地の状態で土壌汚染調査を実施し、PCB処理による汚 染がないことを確認する。	—	—	—	令和16年4月～ 令和16年10月頃
13		敷地の整地工事	引き渡し前に最終的に敷地を整地する。	—	○	○	

1) 排出源の測定項目、測定方法、位置及び頻度等の詳細は別に定めるが、排気・換気の測定位置は建屋の排気口5箇所(排気系3箇所、うち1箇所はIPAのみの測定。換気系2箇所)とし、排水については最終放流枡1箇所、雨水については敷地境界の3箇所とする。

2) 周辺環境の測定項目、測定方法、位置及び頻度等の詳細は別に定めるが、大気の測定位置は2箇所の敷地境界(南東端と北西端)とする。

3) 不要設備の先行解体撤去工事の対象としてはリン含有PCB油前処理設備、安定器等処理設備、コンデンサー解体設備(3階)、鉄心コイル破砕・分別設備(3階)及び廃粉末活性炭スラリー化設備が認められている。

4) プラント設備の解体工事着手基準 洗浄液:1,000mg/kg、拭取り試験:200μg/100cm²(最大1,000μg/100cm²)

5) 建築物の解体工事着手基準 建屋内のPCBとダイオキシン類の作業環境濃度が管理濃度(PCB:10μg/m³、ダイオキシン類:2.5pg-TEQ/m³)以下、かつ建築部材のPCB濃度が20mg/kg以下もしくは拭取り試験で4μg/100cm²以下であること。

② 排出源での排気・換気モニタリングを実施しない工程

- ・解体マニュアルに規定されているように、PCBの除去分別作業が終了した後の建築物の解体撤去工事以降は排出源での排気及び換気のモニタリングは実施しない。ただし、解体に伴う粉じん発生防止のために使用される用水等の排水については、その発生源に最も近い排水枡等を利用してモニタリングを実施する。

③ 対象要素、計測箇所、計測項目及び評価基準等への対応

- ・排出源及び周辺環境のモニタリングにおける対象要素、計測箇所、計測項目及び評価基準を表2に示す。これらは協定を参考にしており、建屋等の解体撤去並びに敷地の整地工事での特記事項以外、同じである。

表2 排出源及び周辺環境のモニタリングにおける対象要素、計測箇所、計測項目及び評価基準

モニタリングの種類別	対象要素	計測箇所	計測項目	計測方法	評価基準
排出源	排気	排気系:2系統 ①水熱分解・洗浄系排気口 ②解体系排気口	PCB	排ガス中のPOPs測定方法マニュアル	0.01mg/Nm ³
			ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、JIS K0311「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」	100pg-TEQ/Nm ³
		洗浄槽及びIPA蒸留装置排気口	イソプロピルアルコール	JISK1522:2012 イソプロピルアルコール(イソプロパノール)記載の分析法	40ppm
	換気	換気系:2系統 ①水熱分解・洗浄系換気口 ②、解体系換気口	PCB	上記に同じ。	0.001mg/Nm ³
			ダイオキシン類	上記に同じ。	5pg-TEQ/Nm ³
	排水	所内排水樹:1箇所	PCB	JISK0093:2006 工業用水・工場排水中のPCB試験方法..	0.0015mg/L
			ダイオキシン類	JIS K0312「工業用水、工場排水のダイオキシン類の測定方法」	5pg-TEQ/L
			pH,SS,BOD,窒素,リン,亜鉛	環境庁告示第59号(昭和46年)の別表1及び2に定める方法	下水排除基準
			建築物の解体撤去時の用水・排水の状況に合わせた計測項目	環境庁告示第59号(昭和46年)の別表1及び2に定める方法	下水排除基準
	雨水	所内雨水樹:3箇所	PCB	上記に同じ。	0.0015mg/L
			ダイオキシン類	上記に同じ。	5pg-TEQ/L
周辺環境	大気	敷地境界:2箇所 ①南東端 ②北西端	PCB1)	上記に同じ。	(0.0005mg/Nm ³) ²⁾
			ダイオキシン類1)	上記に同じ。	(0.6pg-TEQ/Nm ³) ³⁾

1)作業・工事等のうち、建屋等の解体撤去並びに敷地の整地工事では、解体マニュアル資料集での記載もあり、敷地境界での計測は実施しない。

2)PCBについては参考評価基準とし、暫定環境基準値を採用する。

3)東京事業所の存在地域は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」の「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所」にあたり、環境基準の適用外であるが、参考指標として評価する。

- ・ 計測の実施は、協定に基づく通常操業時と同様、法的資格を有する機関等とする。
- ・ 計測方法は、公定法とするが、解体マニュアルに記載されているように排気及び換気中の PCB 濃度についてはオンラインモニタリングで監視を行う。
- ・ 公定分析及びオンライン計測において評価基準を超過した場合には直ちに作業あるいは工事を中止するとともに関係者に通知する。その後、原因を究明し、対策を検討した後に事業部会の報告・了承を得たうえで環境安全委員会にも報告し、作業あるいは工事を再開する。
- ・ 東京 PCB 処理事業所の存在する地域は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(環境庁告示第 68 号(改正 平成 14 環告 46・平成 21 環告 11・令和 4 環告 89))の「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所」にあたり、環境基準の適用外であるが、参考指標として評価する。
- ・ 東京 PCB 処理事業所の設置地点は、騒音規制法及び振動規制法の指定地域ではないことから騒音及び振動測定は実施しない。なお、東京事業所では操業時にも敷地境界における騒音、振動及び悪臭の測定は行っていない。
- ・ 作業・工事等のうち建屋等の解体撤去並びに敷地の整地工事では、解体マニュアルでの記載もあり、敷地境界での騒音、振動及び悪臭の計測は実施しない。
- ・ 建築物の解体撤去工事において、排水を発生する工法を採用した場合の排水または作

業員等の生活排水を下水道に放流する場合は、当該用水・排水の状況に応じた下水道法に基づく規制項目の計測を実施する。

- ・その他、必要と認められる計測が生じた際には、東京事業部会の指導・助言を踏まえて実施する。

④ 計測頻度への対応

- ・協定では、通常操業時の排気・換気での PCB 計測を年 4 回、ダイオキシン類を年 2 回と定めている。また、排水についても同様の頻度での計測となっている。一方、周辺環境では敷地境界での大気について、年 1 回の計測を規定している。
- ・上記の状況を踏まえ、各工程の工期中の排出源及び周辺環境のモニタリングについて、安全側を取って表 3 の頻度で実施する。

表 3 発生源及び周辺環境のモニタリングに関する工期と頻度の関係

モニタリング	各工程の工期			
	3 ヶ月以内	4～6 ヶ月	7～9 ヶ月	10～12 ヶ月 ¹⁾
発生源及び周辺環境モニタリング	1 回	2 回 ²⁾	3 回 ²⁾	4 回 ²⁾

1) 工期が 12 ヶ月を超える場合には、超えた分の月数に合わせて、この表に記載の計測回数を繰り返して実施する。

2) 複数回の計測を実施する場合には、3 ヶ月程度の間隔を空けることを原則とする。

- ・工期中に複数回の計測を実施する場合には、3 ヶ月程度の間隔を空けることを原則とする。
- ・作業及び工事の実施期間以外の排出源並びに周辺環境のデータは十分に蓄積されており、作業あるいは工事でのモニタリング結果との比較検討には対応可能な状況にある。

2. 関連する特記事項

- ・この基本的対応が定められる前に実施した施設の解体撤去(先行実施分及び低濃度施設分を含む)に関する作業あるいは工事については、この規定に依らず、すでに定められた対応を容認するものとする。
- ・発生源及び周辺環境のモニタリングを実施する作業及び工事については、十分な環境保全対策や安全対策が講じられる。
- ・こうした状況を含め、発生源及び周辺環境のモニタリングの実施の詳細については、各工程の実施計画書で記載される。

2023/10/.30

JESCO PCB 廃棄物処理施設解体撤去実施マニュアル 共通編

ー 排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングに関する箇所の抜粋 ー

JESCO PCB 廃棄物処理施設解体撤去実施マニュアル共通編(以下、解体マニュアルという)では、換気空調設備を稼働させることで作業時と同様な負圧管理を継続できる「プラント設備の解体撤去から建屋の PCB 除去分別まで」の工程と、建屋の解体工事着手基準を満足した後、負圧管理を解除して実施する「建築物の解体撤去工事」の工程に分けて対応方針を示している。以下、これらの中から排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングに関する事項について、解体マニュアルの 7 章「周辺環境の保全に関する措置」における記載内容を取りまとめる。

【プラント設備の解体撤去から建屋の PCB 除去分別まで】

【排出源モニタリング】

3. 解体撤去管理区域からの屋外排気のモニタリング

施設内の解体撤去区域から屋外への排気のモニタリングを以下の通り実施する。

- ・モニタリング項目は、PCB 及びダイオキシン類を基本とし、事業所ごとに作業時の測定項目を付加し、原則、これまでの作業と同じ頻度で立地自治体との環境保全協定値等以下であることを確認する。なお、具体的な事項については、事業所ごとに処理プロセスや解体撤去中に稼働させるプラント設備が異なるため、これまでの作業時のモニタリング実績を踏まえ、事業所ごとにモニタリング項目、頻度及び基準値を特記仕様書において定める。また、解体撤去の進捗につれ、該当するプロセスが撤去された後は、測定項目を見直す。
- ・排気モニタリングはオフライン分析（公定分析）を基本とする。
- ・作業時に施設に設置されていた排気オンラインモニタリング装置を活用できる場合は、当該装置を用いて屋外排気のモニタリングを実施する。

4. 排水モニタリング

建屋の除去分別までの工程においては、屋外への排水のモニタリングを以下のとおり実施する。

- ・モニタリング項目は、PCB 及びダイオキシン類を基本とし、事業所ごとの排出先の基準に応じた項目（生活環境項目等）を付加し、これまでの作業と同じ頻度で排水基準値以下であることを確認する。なお、具体的な事項については、事業所ごとに処理プロセスや解体撤去中に稼働させるプラント設備が異なるため、これまでの作業時のモニタリング実績を踏まえ、事業所ごとにモニタリング項目、頻度及び基準値を特記仕様書において定める。
- ・解体撤去期間中のプラント設備からの排水は公定分析法を基本とする。
- ・作業時、施設に設置されていた排水オンラインモニタリング装置を活用できる場合は、当該装置を用いて排水のモニタリングを実施する。

【周辺環境モニタリング】

5. 周辺環境モニタリング

(1) モニタリング項目

- ・建屋の除去分別までの工程においては、モニタリング項目は、PCB 及びダイオキシン類を基本とし、事業所ごとに作業時の測定項目を付加し、モニタリング箇所は、これまで事業所ごとに実施してきた大気、水質等を対象に実施し、環境基準値等以下であることを確認する。

なお、具体的な事項については、事業所ごとにモニタリング項目、モニタリング箇所及び頻度が異なるため、これまでの作業時のモニタリング実績を踏まえ、事業所ごとに定める。

(2) 騒音、振動、悪臭

- ・建屋の除去分別までの工程においては、一部のプラント設備を使用しながら実施するため、騒音、振動、及び悪臭について、これまでの作業と同じ頻度で各基準値以下であることを確認する。

なお、具体的な事項については、事業所ごとにモニタリング項目及び頻度が異なるため、これまでの作業時のモニタリング実績を踏まえ、事業所ごとに特記仕様書で定める。

【建築物の解体撤去工事から土壌浄化まで】

【排出源モニタリング】

3. 解体撤去管理区域からの屋外排気のモニタリング

建築物の解体撤去工事の時には、換気空調設備は停止となるため、排気のモニタリングは実施しない。

4. 排水モニタリング

建築物の解体撤去工事時の排水モニタリングの実施については、事業所ごとに定める。

【周辺環境モニタリング】

5. 周辺環境モニタリング

(1) モニタリング項目

建築物の解体撤去工事時の周辺環境モニタリングの実施については、事業所ごとに定める。

(2) 騒音、振動、悪臭

建築物の解体撤去工事時の騒音及び振動については、特定建設作業の騒音、振動の基準値以下であることを確認する。

なお、具体的な事項については、事業所ごとにモニタリング項目及び頻度が異なるため、これまでの作業時のモニタリング実績を踏まえ、事業所ごとに特記仕様書で定める。

2023/10/30

JESCO PCB 廃棄物処理施設 解体撤去実施マニュアル 共通編 資料集

抜粋

Ⅲ. 建築物の解体工事における環境保全対策

1. 鉄骨塗装の PCB・DXN の溶出特性

(3) 鉄骨塗装の PCB やダイオキシン類が雨水に含まれる可能性

建屋の解体工事着手基準(20 mg/kg)超である鉄骨塗装(38 mg/kg)を用いた溶出試験は、PCB が検出限界未満 (<0.0005 mg/L)、DXN が 0.16pg-TEQ/L で、環境基準(PCB: 検出されないこと(検出限界 0.0005 mg/L)、DXN: 1pg-TEQ/L)を満足する結果であった。環境庁告示第13号の溶出試験は強制的に溶出させる試験条件であり、雨水が鉄骨塗装に接触する場合の溶出濃度は溶出試験よりも低くなると考えられる。

実際の建築物の解体工事で雨水が接触する場所は、解体工事着手基準 20 mg/kg 以下になっていることから、鉄骨柱・梁に雨水が接触して、各事業所における放流先の管理値・目標値(いずれも環境基準と同等又はより大きな値)を超えることはないと考えられる。また解体工事着手基準 20 mg/kg 超の部分にはエポキシ等による封じ込めを行うため、PCB やダイオキシン類が雨水に含まれることはないと考えられる。

Ⅳ. 建築物の解体撤去工事における環境保全措置とモニタリング

2. 建築物の解体撤去工事におけるモニタリング

建屋の除去分別まで実施する水質・大気 of PCB 及びダイオキシン類のモニタリングについて、継続の必要性を検討した結果は以下の通りである。

(1) 水質の PCB 及びダイオキシン類のモニタリングについて

Ⅲ. 1. (3) の通り、建屋の除去分別後の水質への影響は極めて限定的と考えられることから、水質の PCB 及びダイオキシン類のモニタリングについては、建屋の除去分別まで継続し、その終了時のモニタリングを行えば、その後の建築物解体工事において、さらに継続する必要性はないと考えられる。

(2) 大気 of PCB 及びダイオキシン類のモニタリングについて

建屋の除去分別では、安全かつ容易に実施が可能な場合には、該当性判断基準以下まで除去分別することを基本の作業方針としている。該当性判断基準以下の建築物の解体撤去工事は、一般的な建築物の解体作業と同等であり、ダイオキシン類や PCB が飛散する恐れを特に考慮する必要はない。

また建屋の解体工事着手基準は、負圧を解除して解体工事に着手できる基準として、PCB の暫定大気環境基準 ($0.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 及びダイオキシン類の大気環境基準 ($0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$) を敷地境界で満足できるよう、PCB 及びダイオキシン類のガス態に加えて粒子態も考慮して設定している。加えて、前述のように、鉄骨柱・梁の一部を除けば、建屋の大半は該当性判断基準を満足していると想定されることから、敷地境界で PCB 及びダイオキシン類が基準を超過することはないと考えられる。

なお、粉じんについては作業環境測定を6か月に1回以上測定し、作業環境基準以下であることを確認することにより、作業環境基準に達しないように制御することが可能である。このような適切な作業環境管理を行えば、粉じんに伴う PCB 等の飛散も十分抑制できる。

以上の理由により、大気中の PCB 及びダイオキシン類のモニタリングについては、建屋の除去分別まで排気及び敷地境界のモニタリングを継続し、負圧管理停止後の敷地境界のモニタリングを行えば、その後の、建築物の解体撤去工事においては、敷地境界におけるモニタリングをさらに継続する必要性はないと考えられる。

「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る
安全性と環境保全の確保に関する協定書」(平成17年7月15日)

ー 排出源モニタリング及び周囲環境モニタリングに関する箇所の抜粋 ー

* 甲：東京都 乙：江東区

丙：日本環境安全事業(株)(現：中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO))

「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」を以下「東京事業」という。

(環境保全対策)

第7条 丙は、東京事業に伴う大気汚染、水質汚濁等の公害の発生を防止するため、関係法令を遵守するとともに、処理に用いる機器類及び公害防止設備について、その機能を十分発揮し得るよう維持管理を行うなど、周辺的生活環境保全に努めなければならない。

2 丙は、東京事業に伴う排気又は排水等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき提出した「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」の内容を確実に履行した上で、さらに環境への影響の抑制に努めなければならない。

(化学物質対策)

第8条 丙は、東京事業の実施に当たっては、取り扱う化学物質による周辺環境への負荷をできる限り削減するため、使用の合理化及び排出量の低減に努めなければならない。

(廃棄物対策)

第9条 丙は、東京事業に伴い発生する廃棄物について、発生抑制、再使用、再資源化により廃棄物の削減に努める等、自らの責任により処理を行わなければならない。

(地球環境保全の取組)

第10条 丙は、地球温暖化の防止に役立てるため、省エネルギーの推進等に努めるものとする。

2 丙は、循環型社会の構築に役立てるため、グリーン調達等の推進に努めるものとする。

3 丙は、事業所内の緑化に努めるものとする。

4 丙は、環境保全及び環境改善の取組を総合的に推進するため、環境マネジメントシステム規格ISO14001の認証取得に努めなければならない。

(モニタリングの実施等)

第11条 丙は、別紙に掲げるモニタリング計画に基づき処理施設の運転状況及び周辺環境に及ぼす影響の状況についての的確に把握しなければならない。

2 丙は、前項の規定による各モニタリングの結果が通常の状態と異なる場合には、処理施設の運転管理等について適切な措置を講じなければならない。

3 丙は、第1項に規定するモニタリングの結果及び第2項の規定に基づき講じた措置については、その都度、遅滞なく甲及び乙に報告しなければならない。

(事業終了時の措置)

第18条 丙は、事業対象区域内のすべてのPCB廃棄物の処理を完了しようとするときは、敷地、施設等の環境汚染が生じていないことを確認し、処理施設を解体撤去する計画を定めた上で、これを実施しなければならない。

2 丙は、用地を原状に回復した段階で実施報告書を作成し、速やかに甲及び乙に提出するものとする。

3 丙は、前項に規定する報告について、あらかじめ甲及び乙と協議するものとする。

（受入基準等の事前協議）

第19条 丙は、受入基準を変更しようとするとき、又は第11条のモニタリング計画を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙と協議し、その承認を得なければならない。

（協議）

第20条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙が協議して決定する。

別 紙

排出源及び周辺環境モニタリング計画

< 排出源 >

要素	地 点		項 目	頻度	自主管理目標値
排 気 換 気	高濃度PCB処理エリ ア	排 気 系 統 (2系統)	PCB	4 回 / 年	排 気 : 0.01mg/Nm ³ 以下 換 気 : 0.001mg/Nm ³ 以下
		換 気 系 統 (2系統)	ダイオキシン類	2 回 / 年	排 気 : 100pg-TEQ/Nm ³ 以下 換 気 : 5pg-TEQ/Nm ³ 以下
	低濃度PCB処理エリ ア	排 気 系 統 (2系統)	PCB	4 回 / 年	排 気 : 0.0001 mg/Nm ³ 以下
	洗浄槽及びIPA蒸留装置排気を含 む排気出口		イソプロピルア ルコール	3 回 / 年	40ppm 以下
排水	敷地内排水桝(1箇所)		PCB	4 回 / 年	0.0015mg/ℓ 以下
			ダイオキシン類	2 回 / 年	5pg-TEQ/ℓ 以下
雨水	敷地内雨水桝(3箇所)		PCB	1 回 / 年	0.0015mg/ℓ 以下
			ダイオキシン類		5pg-TEQ/ℓ 以下

< 周辺環境 >

下表のとおり現況測定する。

要素	地 点	項 目	頻度
大気	敷地北西端、南東端(2箇所)	PCB	1回/年
		ダイオキシン類	

2023/10/30

建築物等の解体撤去に関する関係法令

ー 排出源モニタリング及び周囲環境モニタリングに関する箇所の抜粋 ー

1. 大気汚染防止法 S43.6.10

第2条 (中略)

- 11 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 12 この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

第18条の15 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のもの をいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一～四 (略)

- 2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第1項の規定による調査に関する記録を作成 し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。
- 4～6 (略)

施行令

(特定建築材料)

第3条の3 法第2条第11項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする。

(特定粉じん排出等作業)

第3条の4 法第2条第11項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 (略)

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

(令和3年3月(令和4年3月訂正事項を反映)、厚生労働省化学物質対策課/環境省大気環境課) p45

5 「隔離空間全体からの漏洩の確認のための石綿濃度の測定等」

5.1 隔離空間全体からの漏洩確認のための石綿濃度の測定

空気中の石綿濃度の測定は、施工事業者の自主的な取組として、石綿飛散防止対策の効果を自ら点検し、その改善を図っていくという意味で有意義である。

* 石綿含有建材は平成 16 年 10 月 1 日以降製造・使用が禁止となっており、一方、東京事業所の建屋は、平成 17 年度に竣工している。両者は接近した時期になっており、石綿使用の可能性がある。

⇒「建築物の解体撤去計画書」で大気汚染防止法に基づく建築物の石綿含有建材使用の事前調査を実施することを明記する。存在が確認された場合には、上記マニュアル等に従って解体撤去工事を実施し、「建築物の解体撤去結果報告書」に結果を記載する。

2. 水質汚濁防止法 S45.12.25

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

* 東京事業所では、公共用水域への排水はないため、測定義務はなく、実施しない。

3. 下水道法 S33.4.24

第十二条の十二 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

* 東京事業所では、特定施設（PCB 分解施設、PCB 洗浄施設）を設置しており、測定義務があり、協定に基づき PCB について対応すると共に、その他自主管理項目を定めて対応する。

4. ダイオキシン類対策特別措置法 H12.1.12

第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあつては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあつては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

* 東京事業所では、水質基準適用施設（PCB 分解施設、PCB 洗浄施設）があるが、公共用水域への排出がないため、測定義務はないが、協定に基づき実施する。

5. 騒音規制法 S43.6.10

第二十一条の二 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

* 指定地域内の特定施設の設置者、特定建設作業への敷地境界における騒音レベルの規制があるが、東京事業所の設置場所は適用除外地域となっており、測定義務はなく、実施しない。

6. 振動規制法 S51.6.10

第十九条 市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする。

* 指定地域内の特定施設の設置者、特定建設作業への敷地境界における振動レベルの規制があるが、東京事業所の設置場所は適用除外地域となっており、測定義務はなく、実施しない。

7. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 H13.4.1

第九十四条 工場又は指定作業場を設置している者で、当該工場又は指定作業場のばい煙施設からばい煙を大気中に排出するものは、規則で定めるところにより当該ばい煙施設から排出するばい煙の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

*** 東京事業所では、ばい煙施設はないため、実施しない。**

第九十五条 工場又は指定作業場を設置している者で、当該工場又は指定作業場から汚水を公共用水域に排出するものは、規則で定めるところにより、から当該工場又は指定作業場から排出する汚水の水質について測定し、その結果を記録しておかなければならない。

*** 東京事業所では、公共用水域への排出はないため測定義務はなく、実施しない。**